



本巣市告示第11号

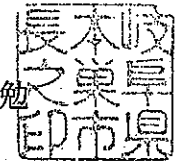
本巣市森林整備計画変更計画の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、本巣市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、当該森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、本巣市森林整備計画案に意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに、本巣市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和8年2月9日

本巣市長 藤原 勉



縦覧場所	本巣市役所産業経済部林政課 本巣市ホームページ
縦覧期間	自 令和8年2月9日 至 令和8年3月6日